

鶴岡市における本基本方針策定の趣旨等

本市の中学校では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動（各学校で名称が異なるため、以下「クラブ活動」とする）が協力しながら、生徒の健全育成や競技力・演奏力等の向上に大きな成果を収めてきた。

一方、過度な活動による生徒の心身の疲弊、担当教員の多忙化、保護者の時間的・経済的な負担の増加などに加え、指導者確保が困難になるなど、様々な課題が顕在化してきた。

これらのことから、部活動やクラブ活動(二つの総称として「部活動等」とする。)に関わる生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる『持続可能なスポーツ・文化活動』を再構築する時期がきていると考え、平成30年4月、「鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン」を策定した。

さらに、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁策定）及び「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月 山形県教育委員会）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）を受け、部活動等が以下の点を重視して、地域、学校、生徒、保護者のニーズに応じた多様な形で最適に実施することを目指し、本方針を策定するものとする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動等の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 鶴岡市中学校 部活動等に関する基本方針の策定等

- ① 市教育委員会は、山形県中学校長会の「部活動に関する申し合わせ事項」及び「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参考に、「鶴岡市中学校 部活動等に関する基本方針」（以下、「市の基本方針」という。）を策定する。

- ② 市教育委員会は、市中学校長会からの報告・具申を受け、「市の基本方針」に改善すべき点があった場合は、速やかに改善を図る。
また、「市の基本方針」について、各競技団体や市PTA連合会など、関連する団体への周知を図る。

- ③ 市中学校長会は、「市の基本方針」に則り、校長会独自のガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、遵守状況や「やむを得ない事情」として認めた事案等を定期的に確認する。

- ④ 校長は、「市の基本方針」及び「ガイドライン」に則り、毎年度、「学校独自の部活動等に関する基本方針」（以下、「学校の基本方針」という。）を策定する。
部顧問は、年間(月間)活動計画(活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時、休養日及び大会参加日程等)を作成し、定期的に校長に提出する。
県外及び宿泊を伴う活動については、市教育委員会に届け出る。

- ⑤ 校長は、「学校の基本方針」及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、各学校の状況等を踏まえ、可能な限り部活動指導員を学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うため、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を厳守すること等に関し研修を行う。

- ② 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員及び外部指導者の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を配置する。

- ③ 校長は、部顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案し、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- ④ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- ⑤ 校長は、部活動等を適切に運営するため、部活動連絡会等(仮称)を設置し、各部活動の取組みについて情報を共有し、よりよい部活動運営になるよう改善に努める。なお、部活動連絡会等(仮称)は、学校の教員ほか、保護者会代表、外部指導者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校・保護者・指導者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を得るよう努める。

- ⑥ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学

大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- ⑦ 校長は、保護者とスケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。

また、各部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について、保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

① 校長及び部顧問は、部活動等の実施に当たって、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

② 部活動等の指導者は、生徒のバランスがとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解する。そして、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、特性等を踏まえた合理的でかつ効果的な練習を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する養護教諭等との連携・協力により、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動指導のための各種手引の活用

① 運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

② 文化部顧問は、各分野の関係団体等の指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な部活動等の運営

(1) 部活動等の定義について

本市では、以下の①と②を併せて部活動等と定義する。

- ① 部活動 …中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動

※平日のみの活動とし、教員(部顧問)・部活動指導員が、指導・管理にあたる。

- ② 保護者会クラブ活動 …市教育委員会からの承認を受け、部活動を支援するために組織した保護者会と校長が委嘱した地域指導者が指導・管理に当たる活動

※教員(部顧問)は、指導に関わらない。

※校長の方針のもと県・市の部活動基本方針、各学校のガイドライン等を遵守する。

[注]…地域の社会体育・文化団体が主催するクラブや総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団を除く。

(2) 活動について

- ① 活動休止日

ア 部活動等・・・平日1日以上となるように設定する。

イ 保護者会クラブ活動・・・土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)1日以上とする。

- ② 活動時間

ア 部活動等・・・平日では2時間程度とする。

イ 保護者会クラブ活動・・・学校の休業日(週休日、休日)では3時間程度とする。

[注]…地域の社会体育・文化団体が主催するクラブや総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団については、過度な活動とならないよう、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」を踏まえ、適切な休業日等の設定について依頼していく。

③ 長期休業日

ア 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定する。

イ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

④ 学期中の始業前練習(朝練習)

ア 始業前練習については禁止とする。

4 部活動等における事故防止について

(1)活動前における配慮事項

① 連絡体制の整備と健康状態の把握

ア 校長は、学校管理下において事故が発生した場合に備え、学校危機管理マニュアル(部活動中の事故を含む)を確立し、平素から部顧問・生徒・家庭と共通理解を図る。

イ 校長は、部顧問に対し、生徒の既往歴(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に把握し、万一の際の対処法を、養護教諭・生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。

ウ 部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

② 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所の確認)

ア 校長は、部顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。

イ 校長は、部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、部顧問が確実に使用できるよう努める。

(2)活動中における配慮すべき事項

① 体調の確認と円滑なコミュニケーション

ア 部顧問は、活動中も生徒の体調確認を行うとともに、生徒が自ら体調不良を申し出ることができるよう、生徒との円滑なコミュニケーションに努める。

② 生徒自身の管理

ア 部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

③ 天候を配慮した指導

校長は、部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

ア 高温・多湿時において、部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調

- 整の関係等をやむを得ず開催する場合には、WBGT 31°C 以上を指している間は原則として活動中止、WBGT 28°C 以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底し、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速に対応する。
- イ 雨天時等をやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
- ウ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

① 市教育委員会は、県教育委員会及び県中学校体育連盟と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の体制づくりを検討する。

② 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものあり、現在の活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた、より多くの生徒の活動の機会の創出が図られる体制を地域と共に考える。

具体的な例としては、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクレーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく活動に親しむ動機づけとなるものが考えられる。

(2) 地域との連携等

① 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体等との連携及び民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域における『持続可能な活動』のための環境整備を進める。

② 各関係団体は、市教育委員会及び県教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ・芸術文化等の環境の充実を推進する。

市教育委員会及び県教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部顧問に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組みに協力する。

③ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないことに留意しつつ、生徒が各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

- ④ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ及び芸術文化等の環境充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組みを推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合・地域の行事・催し物等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事・催し物等の統廃合や簡略化に向けた検討を主催者及び各競技団体に要請するとともに、各学校の部活動等が参加する大会(コンクール)・遠征等について、適宜、指導・是正を行う。
- ② 校長は、教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。